

地区の説明書

兵庫県美方郡新温泉町

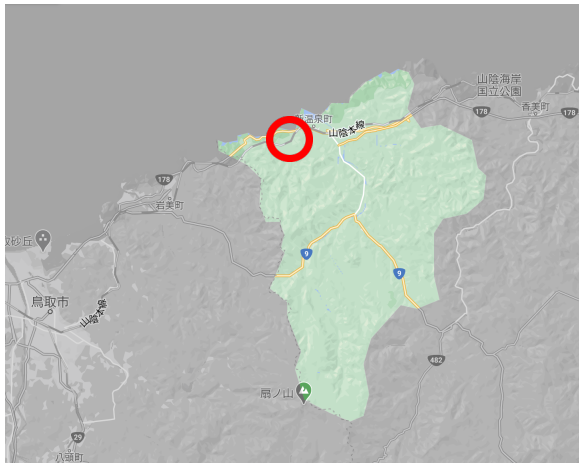
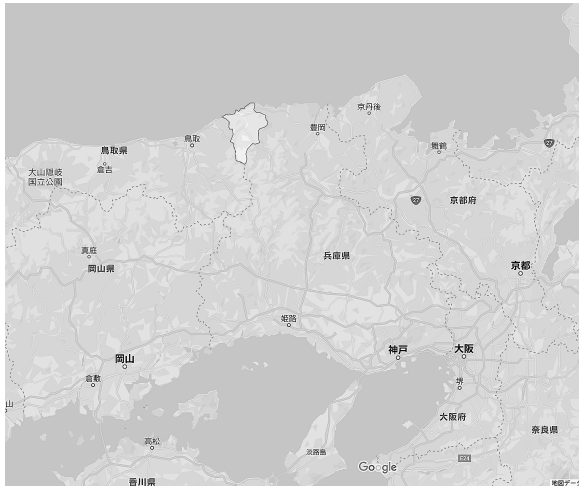
諸寄・静岡上ノ町 (しずおかかみのちょう)

この地区で暮らすなら
良いこともそうでないことも
知っておいてもらいたいから
説明書をつくりました

町内会長からひとこと

少子高齢化が進む諸寄区の中では、比較的、若者が多い町内です。
町内に諸寄駅、龍満寺、明星認定こども園があります。
また、町内の中心部に諸寄湾が見える区の駐車場や小公園があります。

《地区の基本データ（2021年6月現在）》



世帯数・人口

47世帯140人

中学生以下の児童数

13人

2000年以降のUIターン数

3世帯

子どもが遊べる広場の数

1つ

地区で多い苗字

最寄りの学校までの所要時間（車）

（小）2分、（中）5分、（高）3分

最寄りのスーパーまでの所要時間（車）

4分

最寄りのコンビニまでの所要時間（車）

6分

最寄りの医院・病院までの所要時間（車）

4分

最寄りの薬局までの所要時間（車）

5分

《地域活動と役割の決め方》

「区・町内会」に入らないといけないの？

区・町内会とは、各地区の住民等で構成される地域自治の組織で、清掃や防犯の活動を行っています。

当地区では基本的に加入していただいています。

「氏子」にならないといけないの？

同じ地区の住民が共同で氏神をまつる文化があり、同じ氏神を信仰する集団を氏子と言います。

当地区では基本的になってもらっています。

区・町内会費やその他のお金

年間合計金額	31,000円
内訳	
区・町内会費	24,000円
神社費	7,000円
その他	
集金	町内会費 4月、神社費 6月と9月 その他は町内会費から会計が一括して支払います。

入村料・加入金 無し

各種役員の任期と決め方

※移住後の役員就任について、特に規定はありませんが、普通1年間経過後あたりからと考えます。

役職	任期	決め方
町内会長	2年	選考委員会を作り選任。特に選任要件は無し。
農会長	2年	
その他役員	2年	選考委員会により選任。特に選任要件は無し。

地域活動

案内方法	清掃活動 草刈り お宮掃除 総会・会議 ゴミ当番 その他（懇親会等）	大きなものは2回です。 ボランティアですが、年2回あります。 ありません。 年度末に1回です。 月に1～2回。年間にすると15回前後。 懇親会は特にありません。
町内にチラシを配布したり、町内放送で告知したりします。	参加できないときは？	あくまでも任意の参加であり、負担金や別日の対応等はありません。
	免除条件	活動の内容やその人の生活状況によって、免除の可否を総会や役員会等で話し合い、決めています。

《地域のいろいろな組織》

すこやかクラブ

消防団 浜坂第13分団

消防団は地域住民の生命と財産を火災や災害から守るため、勇敢かつ献身的に消火、防災活動をしています。新温泉町は全部で21の分団があります。

浜坂第13分団は、諸寄と奥町と釜屋で構成されています。

- ・活動頻度

年10回程度活動があります。
また、定期的に訓練を行っています。

婦人会

- ・報酬

年額16,000円～
(役職により異なります)

- ・出勤手当

1回あたり2,000円

- ・団員の募集状況

常時、募集中です。

保存会

サークル

営農組合

生産組合

《慣習と風習》

地区にはさまざまな慣習・風習があります。その全てが必ずしも守らなくてもいい強いルールばかりではありませんが、地区の慣習・風習をある程度受け入れて移住することで、地区の方々の暮らしが守られます。

集落内の人が	結婚したとき	特にありません
	出産したとき	特にありません
	入院したとき	特にありません
	亡くなったとき	
	周知方法	その家の意向を聞き、町内放送でお知らせします
	香典	特にありません。町内会としては、一万円の香料をお供えします
	香典返し	個人に任せており、特に決まりはありません
	葬式の手伝い	その家から要請があれば、隣保内で受け付け等の手伝いをします
	その他	特にありません

お祭り・イベント日程

春	
夏	
秋	
冬	お日待ち（1月）

《田畑と地域資源》

田舎では森林、田畑が大部分の面積を占めます。
それらを管理して地域資源を維持し、自然と共生しています。

「当地区は移住者の新規就農を歓迎します」

田んぼや畑を持ちたいとき

農地を売買・貸借するためには、町農業委員会の許可が必要になりますので、新温泉町農業委員会までご相談ください。また、新温泉町では空き家バンクの物件とセットで農地を購入する場合の条件緩和はなく、営農面積の下限値は30aです。
なお、宅地における家庭菜園に許可は必要ありません。

当地区は山陰海岸ジオパーク、山陰海岸国立公園に指定されています。

農地を持った場合の注意

雑草がよく生えた農地は、火災や病害虫の発生の原因や、有害鳥獣の潜入や不法投棄の場所となることが多く、周辺農地や近隣住民に悪影響をおよぼします。耕うん、または草刈り、有害鳥獣防止柵等の対策を行い、農地の適正な管理をお願いします。
また、当地区特有のルールはありません。

農機具を借りたいとき

農機具を借りたいときに相談先はありません。

農地を転用したいとき

県または町農業委員会の許可が必要です。町農業委員会までご相談ください。

地下水

地区内で地下水を利用している家庭は、ありません。

地区の共有財産

特にありません

- ・移住者の権利
希望者に与えられます
- ・移住者の管理義務
発生しません
- ・収入の用途
地区で蓄財

山菜や魚介採取の注意

温泉料金の割引など

【薬師湯】500円（小人300円）→ 町民 250円（小人150円）
【リフレッシュパークゆむら】1,100円（小中学生・65歳以上550円、3歳以上の未就学児200円）
→ 町民 500円（同250円、同100円）
【浜坂レクリエーションセンター 松の湯】300円（小人150円）→ 町民 200円（小人100円）
【ユートピア浜坂】500円（小人250円）→町民300円（小人150円）

《移住するには》

住まいを探そう

空き家は新温泉町空き家バンクで管理されています。ただし、全ての空き家が空き家バンクに登録されているわけではありません。また、建物取引業者が物件や土地を持っている場合がありますので、相談してみるのもありでしょう。

仕事を探そう

移住するには仕事も大事ですよ。新温泉町では、町内企業勤務のほか、近隣の鳥取市や豊岡市でも働かれている方が多くいます。仕事のご相談については新温泉町職業相談コーナー（サンシーホール浜坂）にご相談ください。ハローワークと連携して対応します。同コーナーで、起業の相談もできます。

空き家の家財を処分

空き家バンクの物件は、家財等が残っている場合があります。ご自身で片付けられないのであれば、民間の清掃業者などに依頼することもできます。

通園通学エリア

新温泉町ではこども園に通園区域の指定はありません。基本的には距離の近い施設に通っています。小学校、中学校には通学区域の指定があります。高校は、町内に県立浜坂高校があります。また近隣市町には通学可能な公立・私立高校もあります。転校手続きについては役場こども教育課にご相談ください。

ごあいさつ

区長や町内会長、ご近所の方にご挨拶しましょう。地方では住人の増減（出入り）が少ないので、新たな住人がどんな人なのか気になってしまいます。まずは挨拶で顔を覚えてもらうのがポイントです。

新温泉町の相談窓口

新温泉町役場商工観光課

TEL 0796-82-5625
MAIL syokokanko@town.shinonsen.lg.jp
WEB <https://www.town.shinonsen.hyogo.jp/iju/>

新温泉町空き家バンク

TEL 0796-82-5625
MAIL syokokanko@town.shinonsen.lg.jp
WEB <https://www.town.shinonsen.hyogo.jp/iju/akiya>

職業相談コーナー（サンシーホール浜坂）

TEL 0796-82-1735
MAIL syokokanko@town.shinonsen.lg.jp

《ライフライン》

町の情報

広報しんおんせんや議会だより、病院広報紙など様々定期刊行物やウェブメディアで町の情報を住民にお届けしています。

ホームページ



Facebook



Instagram



災害・除雪

自然の多い地域ですので、自然災害リスクがあります。同地区内でも土砂災害や地盤の強さに差があります。詳細は県・町が公開しているハザードマップをご確認ください。

当地区には、生活上必要な歩行路で、除雪車が入らない道があります。また、積雪時に除雪作業などの協力を仰ぐことはありません。

地区の情報共有

・回覧板

2か月に1回程度。

・LINEグループ・メーリングリスト

ありません

・掲示板

特にありません

ネット環境

・ケーブルテレビ

加入できません

・光通信回線

eo光

・LTE・4G

どこでもよく入ります

《地区住民の声》

移住者のここに期待！

早く地区での生活に慣れ、いろいろな活動に積極的に参加したうえで、地区の生活の改善について忌憚のない意見を聞かせてほしい。

正直、ここが不安です！

特にはありません。

知っておきたい方言・単語

2022年2月

発行 新温泉町諸寄・静岡上ノ町
(しずおかかみのちょう)

※地区ルールの改善や見直しは、今も行われ続けています。
ここに書かれたものが全てではありませんので、ご理解ください。